

個人
(職員)用

令和5年度 福祉マンパワー事業

人材養成事業



福祉の世界で働くあなたを応援します

県内の社会福祉施設等の職員の方が、業務に関する資格取得や自己啓発等のために必要な研修の受講等をされる場合に、その経費を助成します。



助成
対象者

県内の社会福祉施設等にお勤めの職員の方
※職員の方に助成します。勤務事業所への助成ではありません。

助成
対象経費

- 研修の受講料 (テキスト代含)
- 旅費及び宿泊料



助成
研修例

- 認知症介護実践研修
- 知的障害者援助専門員養成通信教育
- 社会福祉主事 通信講座
- 介護福祉士国家試験(筆記) 対策講習会
- 保育カウンセラー養成講座
- 社会福祉法人会計実務講座
- 同行援護従事者養成研修
- 社会福祉士 通信講座
- 精神保健福祉士 通信課程
- 介護支援専門員実務研修受講試験対策講習会
- 食育実践プランナー講座
- 喀痰吸引等研修(不特定多数) など

※試験の一部免除を目的とした研修、資格更新研修及び資格取得にかかる受験料は対象になりません。

(例：本試験、検定試験料、模擬試験のみ等)

助成
上限

5万円

募集
締切

令和5年 7月31日(月)

※必着

山口県福祉人材センター

令和5年度 福祉マンパワー事業 人材養成事業



福祉の世界で
働くあなたを
応援します

申請時の注意



過去**3年以内**に本事業の助成を受けておらず、助成を受けた後も継続して勤務する予定の方が対象となります。**申請は1人1件**とします。

令和5年4月1日以降に開催され、**令和6年2月5日**までに実績報告が提出できる研修が対象となります。ただし、通信講座など長期にわたる場合は、令和6年2月5日までに実績報告書（内容は途中までの実績報告）と領収書が提出できれば、申請は可能です。また、研修受講等の申込み手続き前であっても、受講予定として申請は可能です。

国・山口県の
同様な研修助成事業との
併用はできません

- ハローワークが実施する教育訓練給付制度
- 介護福祉士実務者研修貸付事業
- 人材確保・定着化支援事業
- 介護職員初任者研修支援事業 等

予算の範囲内での助成となりますので、多数の申請があった時は選考により決定します。



申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください。

yamaguchi-fjc.jp

▶ 助成制度

▶ 福祉マンパワー事業



申請書
提出先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター

〒754-0041 山口市小郡令和 1-1-1 KDDI 維新ホール 3F TEL : 083-902-2355